

京都市上下水道局告示第20号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成16年8月20日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

届出業者名

京都市右京区西京極堤外町1番地の7

有限会社 ミツケン

代表取締役 奥村賢三

変更事項

指定営業所所在地

京都市西京区桂池尻町14番地の3から京都市右京区西京極堤外町1番地の7に

変更

指定期間

平成16年8月20日から平成21年3月31日

届出業者名

大阪市西区土佐堀一丁目2番30号

須賀工業 株式会社

代表取締役 吉井英輝

変更事項

指定営業所所在地

京都市下京区松原通烏丸東入俊成町438番地から京都市下京区四条通柳馬場西

入立売中之町99番地四条SETビル4階に変更

指定期間

平成16年8月20日から平成17年3月31日

(上下水道局下水道部管理課)